

令和6年第1回教育委員会臨時会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和6年3月1日 開会

令和6年3月1日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和6年第1回教育委員会臨時会

令和6年3月1日（金）

午後16時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
報告第9号 令和6年度教職員人事異動内示について
- 4 議案審議
議案第1号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについて
- 5 その他
- 6 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
松 倉 寿 人
近 藤 陽 介
高 桑 祥 代
山 田 裕 之

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	加 藤 和 仁
学校教育グループ長	戸 出 雄 基

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、ただいまより、令和6年第1回教育委員会臨時会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、高桑、山田両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、報告事項を議題といたします。そこで委員各位にお諮りをいたします。本日の報告第9号教職員人事異動内示についてでございますが、これにつきましては、人事に関する事件でありますので、教育委員会会議規則におきまして、会議の傍聴、第11条、会議は傍聴できる。ただし、人事に関する事件その他の事件について教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で公開しないことを議決したときはこの限りでないというふうになっておりまして、会議を非公表とすることを発議します。併せて、会議録の公表については、同規則第15条の規定により公開しないこととした事項の審議にかかわる部分については公表しないことができるとされておりますので、併せて非公表とすることを発議します。委員各位から質問はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより採決いたします。報告第9号は非公表で行うこととし、併せて会議録を非公表とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第9号については非公開といたします。それでは、会議を続けます。

(会議録非公表)

◎久保田教育長

続きまして、日程第4、議案審議を議題といたします。議案第1号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について)に同意することについて事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書5ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。町議会に提出する議案につきましては、別紙のとおりとしまして、6ページの議案第1号別紙をご覧ください。改正内容につきましてご説明いたします。下段の提案理由に記載のとおり、老朽化に伴いふるさと公園テニスコートを廃止するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。ふるさと公園テニスコートにつきましては、昭和57年から使用されており41年が経過しております。経年劣化により防球ネットの支柱、ネットの破損及びコート内のラインの破損や砂の流出が見られ、状況が悪化してございます。併せて利用者数も減少し、令和5年度の利用者数は28人に留まっております。利用者数の減少や修繕、今後の維持管理費用を考慮し、ふるさと公園内にもう1つありますピンネテニスコートに集約をいたします。なお、ふるさと公園のテニスコートにつきましては、このまま放置しておくとなネットの倒壊などの危険も伴いますので、令和4年度、失礼しました、令和6年度予算にてテニスコート5面と周辺のネットなどを撤去し、更地にするための費用を計上することとしております。このため、関係条例のふるさと公園テニスコートの文言を削除する必要がございますので、今回、改正するものでございます。7ページ、8ページ、本日追加でお配りしております新旧対照表も併せてご覧ください。第2条の表の新十津川町ふるさと公園テニスコートの項を削除いたします。別表の3の表中「ふるさと公園テニスコート、」を削除し、同表のふるさと公園テニスコートの項を削除、同表の備考第2項中「ふるさと公園テニスコート又は」を削除するものでございます。6ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。なお、この議会への条例につきましては、3月7日から始まります第1回定例会のほうに上程をさせていただく予定でございます。以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

◎久保田教育長

議案第1号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第1号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について)に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、日程第5、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和6年第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午後16時10分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員